

宇治市立保育所移管先法人選考委員会

第1回会議 会議録

- 開催年月日 平成20年12月19日(金)
- 開催場所 宇治市役所 602会議室
- 開会午後7時02分
- 閉会午後8時50分
- 出席者

安藤 和彦	京都文教短期大学教授
大西 雅裕	華頂短期大学 社会福祉学科教授
小長谷 敦子	小長谷公認会計士事務所 公認会計士・税理士
	京都府社会福祉協議会監事・社会福祉施設経営指導事業経営相談員
角道 静子	元宇治市立保育所長
臼井 浄子	宇治市民生児童委員
田中 秀人	宇治市健康福祉部長
緒方 勝介	宇治市立槇島保育所保護者

計7名

- 次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ
4. 設置要項の説明
5. 委員の紹介
6. 会長の選出
7. 議事
 - (1) 会議の運営について
 - (2) 保育所民営化に係る経過及び「保育所民営化第2次実施計画」について
 - (3) 宇治市の保育の状況及び槇島保育所の状況について
 - (4) 今後の日程等について
8. その他
9. 閉会

司会

それでは、ただいまより宇治市立保育所移管先法人選考委員会の第1回目の会議をはじめさせていただきます。本日は、お忙しい中ご出席賜りありがとうございます。

本日の会議の司会を務めさせていただきます、子育て支援室長の野田と申します。お手元の資料にございますが、まず最初に委嘱状の交付をさせていただきます。その場でお受け取りください。

～委嘱状交付～

司会

それではご挨拶を申し上げます。

土屋副市長

本日は、年末のお忙しい時期に、また夜間の出にくい時間帯にもかかわらずご出席を賜りありがとうございます。ただいま「宇治市立保育所移管先法人選考委員会」委員の委嘱状を交付させていただいたところでございますが、皆様には、この度、快く委員就任のご承諾を賜りまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本市におきます行政改革の大きな課題でございます。公立保育所の民営化につきましては、平成15年の9月に市としての基本的な方針を発表し、その方針に基づき平成17年4月に第1次といたしまして、北小倉保育所を北小倉こひつじ保育園として民営化したところでございます。

また、本年の6月に保育所民営化第2次実施計画を発表し、槇島保育所を平成23年4月に民営化する方針をお示しさせていただいたところでございます。

厳しい行財政環境の中、市の施策運営につきましては、常に市税の有効な活用が求められ、最小の経費で最大の効果を実現する行政運営の努力が求められるところでございます。この保育所民営化につきましても、少子化が進行するなかで、効率的な保育所運営と総合的な子育て支援施策の充実を図るという基本的な理念の下、取り組みを進めているところでございます。第2次の民営化実施計画を進めていくにあたりましては、新しい保育所の建設にかかる期間などを考えますと、この時期にまず、設置運営を担っていただく社会福祉法人の選考の手続きをはじめさせていただくことが必要となります。

今後、当委員会でその選考手続き等についてご協議いただくことになるわけですが、保育所の民営化が、市民の皆様には「実施して良かった」と評価いただける結果を得る為には、引き継いでいただく社会福祉法人をしっかりと選ぶということが大切だと考えているところでございます。

本市といたしましては、運営の安定性を考えまして、市内の保育所運営実績がある社会福祉法人の範囲に限定をした上で、公募を行う予定でございます。法人決定までの間、委員の皆様、それぞれのお立場からのご意見、ご指導をいただきますようお願いいたします。また、法人の選考につきましては、委員の皆様お忙しい中、ご無理を申し上げますが、何卒よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、委嘱にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

司会 申し訳ありませんが、土屋副市長は、他の用務のため退席いたします。

司会 次に、本委員会の設置要項につきまして、事務局よりご説明いたします。

事務局 事務局をつとめさせていただきます保育課長の松田と申します。よろしくお願いいたします。それではお手元の次第に綴っております宇治市立保育所移管先法人選考委員会の設置要項をご覧願います。委員会の設置目的でございますが、第1条にございますように、宇治市立保育所の民営化を実施するにあたり、民営化する公立保育所の運営を移管する社会福祉法人を選考するため設置するものでございます。所掌事務といたしましては、その保育所の運営を移管するための選考基準、選考方法及び選考審査に係る審査書類の設定に関する事、そして移管先法人の選考に関する事となっております。組織は第3条に記載してございます区分によりまして本日お集まりいただいておりますところでございます。任期は本日から保育所民営化第2次実施計画の対象保育所に係る移管先法人が決定する日までとなっております。この選考委員会には会長を置くこととなっております。委員の互選によりお願いをすることとなっております。また会長の職務代理を会長からご指名頂くこととなっております。選考委員会の会議招集と議長は会長にお願いすることとなっております。また、選考委員会の会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができるものとなっております。その他、秘密の保持や庶務、補則について定めておりました。平成20年11月5日から施行させていただいておりますところでございます。以上でございます。

司会 それでは早速この要項の第5条にございます会長の選出をお願いする訳ですが、本日ははじめてお顔をお合わせいただいたことでございますので、自己紹介の形でご紹介いただきたいと思います。安藤委員につきましては、本日急な用事のため先ほど、本日の委員会には出席できないとの連絡がございました。

～各委員、自己紹介～

司会 それでは会長の選出ですが皆さんどうでしょうか。

角道委員 本日、欠席されている安藤委員は前回も会長をされていたので、今回も安藤委員をお願いをするということでどうでしょうか。

小長谷委員 私ははじめてなのですが、ご経験から同じ意見で安藤委員に会長をお願いすればと思います。

～各委員、異議なし～

司会 安藤委員に会長をお願いしたいというご意見を頂戴しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、本日安藤委員は欠席ということになっております。そのため、会長の選出は皆さんがおそろいになってからということで、次回の委員会で再度お諮りすることとさせていただいてよろしいでしょうか。

～各委員、異議なし～

司会 本日の第1回の委員会の進行ですが、設置要項では会長が進行することとなっております。ただ、本日は会長が未選出ということでございますので、代理で進行役をお決めいただければと思います。いかがでしょうか。

事務局からの提案でございますが、この委員に行政の者も参加しておりますので、暫定的に田中委員を進行役とするということではいかがでしょうか。

～各委員、異議なし～

司会 それでは田中委員、進行役をよろしくお願いします。

田中委員 本日の会議は暫定ということで進行役を務めさせていただきます。宇治市健康福祉部長の田中でございます。よろしく申し上げます。

委員会の設置要項では、推挙された会長が会長の職務代理を指名することとなっておりますが、本日はその部分も省略させていただき、早速議事を進めさせていただきますと思います。

次第の「7. 議事」のうち「(1) 会議の運営について」を事務局から説明いただけますでしょうか。

事務局 それではご説明申し上げます。宇治市では会議の公開に関しまして「宇治市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づいて進めることといたしております。資料の1をご覧くださいませようお願いします。

まず、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針でございますが、これは審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的として定めたものでございます。

公開の基準につきましては、法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとし、宇治市情報公開条例第6条各号の規定に該当する情報に関し、審議等をする場合と会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合は非公開とすることができるとなっております。

情報公開条例第6条各号の規定に該当する情報とは、法令及び他の条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示により、公にすることができないとされている情報、個人に関する情報であって特定の個人を識

別することができるもののうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの、本市等の内部又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの、本市等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれのある情報となっております。

会議の公開又は非公開の決定は、当該審議会等が決定するものとなっております。また、その審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならないとなっております。

公開の方法としましては、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとなっております。

そして、審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとなっております。会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を一般の閲覧に供するよう努めることとなっております。この委員会におきましても発言を記録させていただき、要約ではありますが会議録を作成していくこととなっております。

次に、この指針を受けて事務局にて案を作成しました宇治市立保育所移管先法人選考委員会の会議の公開に関する要項でございますが、第3条におきまして「会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする」といたしております。第13条では会議の非公開について定めておりまして、委員会は、(1)非公開情報に関し、審議等をする場合。(2)会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができるとなっております。

会議録の公開につきましては、第14条で指針と同様に定めております。

このほか、会議開催のお知らせと傍聴に係る注意事項を資料として添付いたしております。

この内容につきましてご論議いただき、要項を定めてよいかご決定いただきたいと思います。

田中委員

ご意見ございますか？

～各委員、異議なし～

田中委員 法人の選考に関わって採点をする場面などは非公開としていくことも考えなければいけないと思われま。また、提案書の扱いなども慎重に考えなければいけないのではと思いま。

このように、議題により非公開の場合があるので、会議の都度、委員の皆さんと調整していく形となるかと思われま。

～各委員、異議なし～

田中委員 それでは事務局原案のとおり「宇治市立保育所移管先法人選考委員会の会議の公開に関する要項」を定めることといたしま。

本日は、各資料の表題にあります「(案)」を削除していただきますようお願いしま。

司会 では本日の会議につきまして、公開ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか？

田中委員 皆さんよろしいですか？

～各委員、異議なし～

田中委員 では本日は公開ということをお願いしま。

司会 では報道関係者・傍聴の方に入場いただきます。

田中委員 次に議題の(2)「保育所民営化に係る経過」及び「保育所民営化第2次実施計画」について」を説明願いま。

事務局 ではお手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

まず、宇治市公立保育所の民営化に関する経過でございますが、宇治市では平成10年5月に策定しました宇治市第3次行政改革大綱において、保育所の民営化を掲げておりま。その後平成15年2月に「宇治市保育所運営懇話会」を設置し、平成15年4月までに5回の審議をいただき、同年5月に意見具申をいただいております。

これを受けまして平成15年9月に基本方針となります「今後の保育所運営について～保育所民営化に向けて～」と「当面の保育所民営化推進について」を策定・発表しております。そして、平成16年4月に「保育所民営化第1次実施計画」を発表し、宇治市立保育所移管先法人選考委員会を設置いたしました。そして、平成17年4月に北小倉こひつじ保育園を民営化第1号として開園しております。

今回の民営化にかかりますものといたましては、平成20年6月に「保育所民営化第2次実施計画」を発表し、この度宇治市立保育所移管先法人選考委員会を設

置させていただいたところでございます。

次に、宇治市保育所運営懇話会からいただいた意見書でございますが、様々なご論議をいただく中で、今後の保育所運営の基本的な考え方の部分について、「宇治市の保育行政の歴史を振り返ったとき、公立、民間それぞれの保育所がともに高い保育水準で保育所運営にあたってきた歴史と実績があり、公立、民間いずれであっても安心できる質の高い保育が実施できていることは懇話会として一致した評価です」という意見を頂戴いたしております。

この懇話会での議論の中では、多数意見としては、同じサービスであるのに民間保育所に比べ公立保育所は費用が多くかかるという問題は非常に明確であり、同じ費用をかけるのであれば、より多くのより多様な保育サービスが提供できる体制に変えていくという点で、民営化の意味があるという理由などから、民営化について妥当性があるという意見がありましたが、一方、少数意見としては、民営化は、保育や子育ての企業化、営利目的化につながり、児童の育ちに必要な保育面で欠ける部分ができる危険性があるという理由などから民営化に反対するという意見がありました。

そして、この意見を受けました市の方針であります「今後の保育所運営について 保育所民営化に向けて 」では、保育所運営の今日までの経過と現状を記し、保育所運営の課題として、民間保育園ではそれぞれの特徴を生かしながら多様な保護者ニーズに応える保育を実施している一方で、保育所運営経費について公立民間の間に格差があることが問題点として早くから指摘されており、児童1人あたりの運営費の格差は、現在で民間1に対し公立1.5となっており、効率的な保育所運営の観点から大きな課題となっていること、保護者ニーズに応えるための保育サービスの充実がこれからの大きな課題となっていること、地域の実情に合った柔軟な保育所運営が必要なことなどを課題としてあげています。

そして、今後の保育所運営の考え方におきましては、「民間保育所（園）が現在果たしている役割を踏まえつつ保育所運営の課題を解決していく為には、今後の保育行政の方向としては、公立、民間の併存を基本としながらも、民営化できるものは民営化する方向で保育所運営を行っていくことが重要です」としています。

民営化の考え方につきましては、保育所の新設が必要となった場合、新たな保育サービスの実施や子育て支援施策の充実を図る場合、公立保育所において運営体制の見直し等を図る場合に実施していくものとしています。

次に、「当面の保育所民営化推進について」では、当面の民営化推進の考え方として、平成22年度までに数カ所の保育所の民営化を検討することとしています。ここでは第1次民営化計画の概要を記していますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

平成20年6月に発表いたしました「保育所民営化第2次実施計画」では、第1次の民営化の後においても、保育ニーズの多様化や入所希望の増加、地域での子育て支援の面での保育所への期待は引き続き高まっており、国においては保育指針の見直しをされ、子どもの生活環境や、保護者の子育て環境が変化する中で、就学前の子どもの「育ち」の場である保育所に求められる役割がより一層明確にされるな

ど、保育所運営の質の向上が強く求められていること、保育所運営経費の面では、平成18年度の民間保育所と公立保育所との保育所運営費の割合が1対1.49となっているなど、基本方針で掲げている保育所運営上の課題は、現在も変わっていない状況にあることを記し、第2次保育所民営化についても、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として実施するとしています。

民営化する保育所としては、宇治市立榎島保育所で、榎島町南落合にございますが、昭和47年4月に開設し敷地面積は約2000㎡弱、建物は鉄骨造平屋建てで約700㎡弱となっています。定員は100人で職員数は所長以下14人のほか、嘱託職員が7人となっています。

民営化する保育所の選定理由としては入所率が高く、今後も入所希望児童数の変動が小さいと予想されることから、引き続き高い需要が見込まれること、施設の老朽化が著しく進行しており、大規模な耐震補強工事も必要なことから、建替えによる施設整備を行う方針となっています。現在の国庫交付金制度の下では、公設の場合は起債償還額の地方交付税算入はあるものの、国庫交付金の対象とならないことから、効率的な行財政運営の観点からも、社会福祉法人により建替え更新を行うことで、国の交付金等の導入が見込まれること、近接する適正規模の用地確保が見込まれることをあげています。

民営化の進め方についての基本的な考え方については、社会福祉法人が新たに施設を建設することにより、民設民営の新たな保育所を開設するものとし、新たな保育所の開設と同時に榎島保育所は廃止するとしています。この計画にかかる民間保育所への移行時期は、平成23年4月としています。

この第2次民営化により充実に取り組む子育て支援施策としましては、待機児童対策として20人以上の定員増を図ること、新たな民営化保育所では、午前7時から午後7時を下回らない開所時間の設定を行うとともに、一時保育を実施し、保育サービスの拡充を図ること、拡大する保育所の役割への体制充実として家庭支援担当保育士を公立保育所各園に配置すること、保育の充実に向けた調整機能の強化として担当職員を新たに配置し、公立・民間保育所（園）の保育内容の充実に努めることとしています。

移管に関する条件としては、保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、用地は移管先法人に無償貸与することとし、保育所施設の整備については、国の交付金等と協調して補助金を交付すること、移管先法人の募集については公募とし、選定については学識経験者等により構成される選考委員会を設置し、総合的な審査を行い決定すること、移管先法人は、本市域内において現に保育所を運営する社会福祉法人とすることをあげています。

移管先法人募集の条件としては、 から までの条件を記していますが、移管決定後から、当該保育所の保護者との話し合いの場を設定し、保育所の運営について話し合うとともに、地域に根ざした保育所づくりに努めること、移管を受けた法人自らが新たな民営化保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと、新たな保育所の施設長及び主任保育士は、新たな保育所の専任

であること、榎島保育所で実施している障害児保育、産休明けを含む乳児保育、保育所地域活動事業を継続して実施すること、移管前に比べて保護者負担金が多くなるように努めることなどとしています。

新たな保育所との引継ぎは平成22年4月から平成23年3月までの1年間とし、引継ぎ保育の期間については、関係者等と十分に協議を行い、必要な期間及び具体的な方法を決定することとしています。

民営化の日程のめやすでございますが、平成21年の6月には保育所条例の改正を行いまして、移管先法人を決定し、その後施設建設計画の検討や保護者と法人による話し合いを開始し、平成22年4月には引継ぎを開始しますとともに施設建設に着工し、平成23年4月に新たな保育所として開設することとしています。

長くなりましたが「保育所民営化に係る経過」及び「保育所民営化第2次実施計画」について」を説明させていただきました。

田中委員 何かご質問はございますでしょうか。

緒方委員 引継ぎ期間は平成22年4月から平成23年3月ですが、引継ぎ保育の場所はどこでされるのですか。

事務局 現在の榎島保育所になるかと思えます。また、施設建設の日程によりましては、保護者との協議が前提ですが新たな保育所の体験などもできるかと思われず。

緒方委員 保護者会の行事ですが、民間保育園になることで減らないでしょうか。

田中委員 第1次の経験で申しますと、新たに保育園を運営することになる法人に保護者会活動の実施を担保しておくということになると思えます。そこで保護者会がどのように取り組まれていくかということになるかと思えます。

(安藤委員到着)

司会 ただ今、安藤委員が来られました。途中ではありますが、委嘱状を交付させていただきます。

～委嘱状交付～

安藤委員 皆さん遅れまして誠に申し訳ありません。京都文教短期大学の安藤と申します。突発的な事情のため欠席と連絡させていただき大変ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。この時間からですが会議に参加させていただくことができましたのでどうぞよろしくお願いたします。

司会 来られて早速でございますが、次第の「6.会長の選出」に戻らせていただきました

いと思います。選考委員会の会長就任に関しまして、先ほど各委員より安藤委員を会長にというご意見がございました。安藤委員お引き受けいただけますでしょうか。

～安藤委員、了承～

司会 ここまでの進行は暫定的に田中委員が行っていましたが、以降は委員会設置要項に基づき会長の進行といたしたいと思います。

それでは、安藤委員、会長の席へ移動をお願いします。

**安藤委員
(会長)** 皆さん改めましてご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんでした。皆様のご推挙によりまして会長を務めさせていただきたいと思います。微力ながら頑張ってみますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

司会 本委員会の設置要項第5条におきまして、会長からあらかじめ職務代理をご指名いただくこととなっております。会長どうぞよろしくお願ひします。

会長 それでは、児童福祉に造詣の深い華頂短期大学の太西委員を職務代理として指名といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

～各委員、異議なし～

太西委員 わかりました。皆さんどうぞよろしくお願ひします。

司会 それでは太西委員が会長職務代理ということで、以降は議事に戻らせていただきたいと思ひます。

事務局 会長不在の間、田中委員の進行役の下、議事の1及び2の説明をさせていただきました。

議事の「(1)会議の運営について」は会議の公開に関してでございます、原則公開とすることをご確認いただいております。議事の(2)につきましては民営化の計画に係る説明となっております。

会長 わかりました。会議の公開については皆さんその方向でよろしいですね。

～各委員、了承～

事務局 会議が公開か非公開かにつきましては、ホームページなどで1週間前までにご案内する必要がありますので、毎回の会議において、次回会議の議題と内容を委員の皆さんにお知らせし、次回の公開・非公開についてあらかじめ決定をお願いしたいと考えております。

会長 わかりました。本日も最後にその協議をするのですね。

事務局 議事の「(4)今後の日程等について」のところをお願いしたいと思います。

会長 それでは次に議事の「(3)宇治市の保育の状況及び槇島保育所の状況について」を説明願います。

事務局 お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか？

まず、宇治市の保育の状況ですが、宇治市の人口は現在19万3020人、世帯数は7万7345世帯となっております、1世帯あたりの人口は2.49人となっております。就学前児童数の推移ではこの20数年間の0歳から5歳の人口を記しております。

保育所一覧では市内の民間保育園とその分園及び公立保育所の所在地、定員、開所時間を記しております。保育所の位置図をつけておりますが、宇治川を挟んで東側に9カ所、西側に16カ所の保育所がございます。

次の保育所施設一覧では、民間保育園のところで設置主体である法人名を記しております。社会福祉法人宇治福祉園と社会福祉法人同胞会が2つの保育園を運営されています。社会福祉法人同胞会の2カ所目が第1次民営化により開設しました北小倉こひつじ保育園です。

保育所施設整備状況では、施設数と定員の推移を記しておりますが、この間民間保育園において定員増を図っていただいていることがおわかりになるかと思いません。

保育所入所状況では、就学前児童に対する保育所入所割合や、保育所申込に対する保育所入所割合を記しております。ここで、就学前児童に対する保育所入所割合をご覧くださいますと、平成元年が21.05%であったところ平成20年では29.37%となっており、保育所需要の高まりを示しています。保育所申込に対する保育所入所割合は、保育所に入れた率ということになりますが、一番低かったのが平成12年の92.75%で、その後増築や分園整備など民間保育園での定員増対策により、平成20年では97.37%まで上昇しておりますが、平成20年12月1日現在の待機児童は158人と、まだまだ保育所に入れない児童が多く、このことが宇治市の大きな課題となっております。

宇治市立保育所職員配置基準では、保育士や保健師などの配置基準と現況を記しております。特別保育等では、乳児保育や延長保育などの実施状況を記しております。

次に槇島保育所の状況でございますが、保育所の配置図をつけておりまして、上が北となっておりますが、北側に乳児の保育室、南側に幼児の保育室があり、さらにその南側が園庭となっております。

平成20年度のクラス構成を記しておりますが、4月1日現在で0から2歳が39人、3・4・5歳が64人となっております。

保育時間帯と体制でございますが、7時30分の開所後、保育士は8時30分から勤務します。その後自由遊びなどを経まして設定保育や給食、午睡、おやつとなりまして、保育士の勤務終了後も6時30分まで開所いたしております。

以上宇治市の保育の状況及び槇島保育所の状況について概要を説明させていただきました。

会長 何かご質問はございますでしょうか？

緒方委員 国の配置基準ですが、2歳で市の基準は下回っていますね。

事務局 国の基準は1歳、2歳はそれぞれ6対1です。市では2歳と1歳を足した形で運営をさせていただいております。

会長 他にそのようにされている市もありますね。

会長 移管先法人が決まれば現在その法人が運営されている保育園に施設見学に行かれる市もあります。転園をする訳ではないですが、保護者の安心のためになるならまた考慮していただければと思います。

事務局 そういった要望があれば、法人応募の条件に入れていくこともできます。

会長 次に議題の(4)「今後の日程等について」を説明願います。

事務局 資料5の当面のスケジュールをご覧くださいませでしょうか。

計画のところでもご説明申し上げましたが、新たな保育所として開設するまでの大まかな流れを記しております。この選考委員会は平成21年6月をめどに進めていきたいと考えております。その間に法人公募を行っていくこととなります。

また、計画でも申しておりましたが、新たな保育所の用地は宇治市が用意するとしておりまして、現在購入手続き中であり槇島保育所の民営化に伴う保育所用地の位置図をつけております。

現在の槇島保育所から東に約300mほどのところにある用地を京都府から購入することとしています。面積は約2200㎡となっています。

このほかに、特に、本日は最後に次回日程につきましてご協議願えればと考えておりますのでよろしく申し上げます。

会長 何かご質問はございますでしょうか？

～各委員、意見なし～

会長 事務局、次回開催日程の方はどうでしょうか？

事務局 次回開催予定候補日でございますが、年が明けて1月19日(月)、21日(水)、22日(木)、23日(金)もしくは、翌週の早いうちでお願いできればと考えております。20日(火)は申し訳ありませんが市議会日程との関係で候補日から除外をお願いします。

会長 それでは、皆さんの都合の良い日を決めていきたいと思っておりますので、日にちを読み上げますので出席できる人は挙手をお願いします。

(1月21日に決定)

会長 では、次回は1月21日(水)ということで進めていきたいと思っております。特に日程につきましてはかなり厳しいものとお聞きをしておりますので、各委員の皆さんもお忙しいこととは思いますが今後ともご協力をお願いします。

事務局 会議の開催時間ですが、仕事もお持ちの方もおられますので、本日同様午後7時からということによろしいでしょうか。

～各委員、了承～

会長 会場などの案内はまたいただけますね。それと会議の公開のことはどうでしょうか。

事務局 第2回目の会議日程につきましては、会場等を記しまして、後日改めて会長名によります出席依頼状を送付させていただきます。また、2回目以降については、事前に会議の資料を送付させていただきます。

次回会議の公開・非公開につきましては、公開要項の第13条で、非公開とする場合は委員の過半数の賛同が必要となっております。

今回は「応募要領と選考書類の審議・決定」となっております。本日時点であらかじめご判断いただければありがたく存じます。

会長 その内容ですと公開ではないかと考えますがいかがでしょうか？

提出された資料の審査などについてはよく検討しなければなりませんね。

会議の一部の時間帯だけ非公開といった場合も考えられますね。

この際ですので、あらかじめご意見をいただければと考えますがいかがでしょうか？

～各委員、意見なし～

会長 では、次回は原則公開ということで進めたいと思います。事務局はその方向で準備をお願いします。

それでは、このほかに何かご意見がございましたらなんなりとお願いします。

～各委員、特になし～

会長 それでは本日の第1回宇治市立保育所移管先法人選考委員会を閉会いたします。

事務局 本日は年末のお忙しい時期、また夜間にお集まりいただきましてありがとうございます。次回1月21日(水)の午後7時に第2回の委員会開催ということでお世話になりますがどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

以上